

## 国産果物の消費拡大に関するポスターデザイン募集要領

### 第1. 目的

果物は、各種ビタミン、ミネラル及び食物繊維の摂取源として重要な食品であり、生活習慣病の予防の観点から適量を毎日の食生活に取り入れることが必要です（注）。

このため、農林水産省では、生産者団体等と協力して実施している「毎日くだもの200グラム運動」などにより、果物の摂取が生涯にわたる食習慣となるよう、その定着を推進しています。

このたび、国民の皆様にも、果物を食べることの重要性を改めて認識いただくため、また、国産果物をもっと身近に感じていただくため、国産果物の消費拡大に関するポスターデザインを全国から広く募集します。

注：本年4月から始まる健康づくりの指標「健康日本21（第三次）」では、20歳以上の1日当たりの果物摂取量の目標値は200gとなります。現状の摂取量は平均100g程度となっており、特に20～50歳代で不足が目立っています。

### 第2. 表彰点数

農産局長賞：1点（国産果物の消費拡大に関するポスターとして採用のうえ、農林水産省Webページに掲載します。受賞者へは賞状を郵送します。）

入賞：数点（農林水産省Webページに掲載します。）

### 第3. 募集の概要

#### （1）テーマ

果物を食べることの重要性を伝えるとともに、国産果物がもっと身近に感じられる内容とする。その際、以下の必須条件（①～③すべて）を満たしたものであること。また、任意条件を含んだ内容の場合はさらに加点のうえ審査します。

<必須条件（①～③すべて）>

#### ① 国内で生産される一般的な果物（注）を複数品目使っているデザイン

注：今回のデザインでは、果実の野菜（いちご、スイカ、メロン）は果物に含みます。  
また、アボカドも果物に含みます。種実類（アーモンド、くるみ、栗、ひまわりの種など）は果物に含みません。

#### ② 生果だけでなく、カットフルーツ、冷凍フルーツ、ドライフルーツ、フルーツ缶詰、果汁飲料、その他果物を使ったレシピ（例：林檎のレアチーズケーキ）など様々な食べ方をイメージできるデザイン

#### ③ 1日当たりの果物摂取量の目標値が200gであることが分かるデザイン

<任意条件>

・応募者が考えたオリジナルキャラクターを使って、果物を身近に感じてもらえる

ようなデザイン

(2) 応募条件

- ① 募集対象：絵画・イラスト・CG・写真などの平面作品
- ② 応募資格：どなたでもご応募いただけます。
- ③ 応募点数：制限なし（ただし、作品1点につき、必ず応募用紙1枚を記入してください。）
- ④ 作品サイズ：応募作品は必ず「A4又はA3サイズ・タテ」で応募してください。また、採用された作品は「A1サイズ・タテ」で印刷・掲示するので、A1サイズで印刷されることを想定したデザインにしてください。

(3) 募集期間

2024（令和6）年3月13日（水曜日）から6月3日（月曜日）

(4) 応募方法

募集期間内に応募用紙に必要事項を記入し、応募作品と応募用紙を添付して、次の宛先までメールでご応募ください（注）。宛先：[fruits200@maff.go.jp](mailto:fruits200@maff.go.jp)

なお、添付いただく用紙及び作品を含めて7メガバイト以内としてください。

（注：メールでのご応募が困難な場合は、応募用紙と電子媒体（CD-R等）を（5）のお問い合わせ先まで郵送でお送りください。なお、電子媒体以外での応募作品は審査対象外とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。）

(5) お問い合わせ先

農林水産省農産局園芸作物課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-5958 E-mail：[fruits200@maff.go.jp](mailto:fruits200@maff.go.jp)

第4. 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は募集内容及び応募要件に沿った表現となるように注意してください。
- (2) 応募作品は、応募者又は応募者が本件に応募することについて同意した者が、自らの着想に基づき制作した未発表のものに限ります。
- (3) 知的財産権など第三者の権利を侵害するものは応募作品とすることができません。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であってもポスターへの採用を取り消すことがあります。
- (4) 応募作品に関する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む。）は農林水産省に帰属することとし、応募者は、農林水産省が定めたルールの下で応募作品に関して行う、利用・管理・処分等の行為について著作者人格権を行使しないものとします。
- (5) 応募作品について、著作権等に関する争議が生じた場合、農林水産省は一切責任を負いません。

- (6) 審査状況や審査結果に関する問い合わせには応じられません。
- (7) 郵送いただいた応募作品の返却は行いません。
- (8) 次の各号のいずれかに該当する応募は受け付けないものとします。
  - ① 「第3. 募集の概要」の(1)に当てはまらない内容のもの。
  - ② 「第3. 募集の概要」の(3)以外の期間に応募があるもの。
  - ③ 応募内容に虚偽の記載があるもの。
  - ④ 他の応募者もしくは第三者の知的財産権を侵害するもの、または侵害するおそれのあるもの(既存キャラクターを使用したものなど含む。)
  - ⑤ 応募者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当する場合。

#### 第5. 応募内容の審査

表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、国産果物の消費拡大に関し、専門性を有する委員等で構成する審査委員会を設置します。審査委員会は「第3. 募集の概要」の(1)に照らして内容を確認し、表彰の候補を選定します。

#### 第6. 審査の結果及び表彰

受賞した作品は、農林水産省のWebページ及びプレスリリースにて表彰します。なお、受賞作品の公表に当たっては、受賞者の氏名(ペンネーム可)を併せて公表します。

#### 第7. 農産局長賞作品の活用

農産局長賞作品については、国産果物の消費拡大に資する様々な国の取組で使用します。また、国産果物の消費拡大に努める企業・団体等がWebページからポスター利用規約に従って使用できるものとします。

#### 第8. 受賞の取消

次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、事務局の判断で受賞を取消します。

- ① 応募内容に虚偽の記載が判明したもの。
- ② 応募者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当することが判明した場合。
- ③ その他、掲載内容について事務局が適当でないと判断した場合。

## 第9. 免責事項

農林水産省は、応募者の応募内容に起因又は関連してその他の第三者（他の応募者を含みます。）との間でトラブルが発生した場合、当該応募者は自らの責任において当該トラブルの解決を図るものとし、農林水産省はこれに関し何らの責任を負いません。

また、農林水産省は、掲載したポスターに起因又は関連して閲覧者に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとします。

## 第10. 個人情報の取扱

農林水産省が入手した応募者の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき適切に管理します。業務に係る施設等機関の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とします。なお、あらかじめ応募者の了承を得た上で、第三者に応募者の個人情報を提供することができることとします。

（担当）

農林水産省農産局園芸作物課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1－2－1

TEL：03-3502-5958 E-mail：[fruits200@maff.go.jp](mailto:fruits200@maff.go.jp)